受理番号	受理年月日	件　名　及　び　要　旨	提　出　者	送　付 委員会名
２　年 第７号	２．４．１５	通知表紛失事故に係る陳情 　利根中学校いじめ重大事態被害者生徒の通知表を学校が紛失（茨城県教育委員会の教職員の懲戒処分の指針には標準例として一般服務関係の中に個人情報の紛失，盗難とある）という，前代未聞（文部科学省より）の学校事故が発生している。 　茨城県教育委員会義務教育課生徒指導推進室の被害者側への寄り添った対応により，何とかようやくこの結論にまで辿り着くことができた。平成 27 年３月２日（月）利根町教育委員会指導室へ申し出てから長い年月が過ぎた。 公文書開示請求により一部開示された学校事故報告書では，この申し出について被害者側の事実との相違がある。その旨，利根町教育委員会指導室へは勿論，茨城県教育委員会義務教育課人事担当課へも申し出ているが，双方とも対応はなく放置された状態である。「聴き取り調査を行い記録もある」と明言されるのであればその内容を確認するくらいのことはされると思ってしまう所が，まだ，こちらの甘さなのだろうか。 　被害者側が何年も訴え続けなければ発覚することのなかった案件である。 　利根町学校教育課の対応があまりにぞんざいであったため，個人情報保護の観点から茨城県教育委員会義務教育課人事担当課へ適切な判断を，わずかな望みと託した。しかし，ここでもまた被害者は置き去りにされ，「処分は軽いものとしすでに終了」とのこと。 　この紛失したとされる訂正されたはずの通知表にも再度誤りがあったことがようやく行われた確認作業により判明している。これにより，誤りは学習指導要録，更には受験の際の調査書（内申）にまで及ぶ。茨城県教育委員会義務教育課人事担当課は「このような話は初めてのことでわからない」ということである。 　これら（他の事案も多々有る）に於いて茨城県教育委員会義務教育課生徒指導推進室は「これまで学校，教育委員会が１つ１つのことにその時きちんと対応してきていない結果」との認識を示し，利根町へは何度も県南教育事務所を通して，又は直接，被害者側へ納得のいく説明が必要ということで話をしてきている，とのことである。 　しかし，残念ながらそれが果たされることはなく時間が経過するばかりであ	個人	文教警察

		る。 　被害者本人は成人をすぎ，親としてこれを最後の勇気と決心した。これらを公にする，すなわち表に出すことで放置されている現状が変わることを信じたい。 　このようなご時世に大変恐縮である。利根町議会へも当然同様の陳情を出している。茨城県議会としても関心を持っていただくことは難しいだろうか。 　この問題は，利根町で行われている第３者委員会でも扱われていない。 　このまま更に放置されてしまうことだけは決してないよう強く望む。 　本件の被害者については平成 26 年度のいじめ重大事態として，平成 27 年（５～６月頃）に利根町教育委員会より茨城県教育委員会義務教育課生徒指導推進室へ報告されていたものである。		